

議案第105号

## 静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第4項を削る。

第5条第6項を削る。

第46条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第4項及び第5条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設に係る人員及び設備に関する基準については、この条例による改正後の静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条及び第5条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。